

---

## 著者紹介

---

松岡 久和 (まつおか ひさかず) 改正された民法(債権関係)を学ぶ 執筆

### 略 歴

1979年 京都大学法学部卒業, 1983年 同大学大学院法学研究科博士後期課程中退, 龍谷大学法学部専任講師, 同助教授, 同教授, 神戸大学法学部教授, 京都大学大学院法学研究科教授を経て,

現在, 立命館大学大学院法務研究科教授

### 主要著作

『物権法』(成文堂, 2017年), 『担保物権法』(日本評論社, 2017年)。要旨付の著作一覧を<http://matsuokaoncivillaw.private.cocan.jp/>に掲載している。

### ◆読者へのメッセージ◆

判例や学説は、民法の解釈によって、新しい紛争にふさわしい新しいルールをつねに作り出しています。概念・論理・体系という固い部分とその時々 of 社会の要請を反映する柔軟な部分の両方を学んで下さい。はじめはパズルを解くような喜びでも、紛争に人生ドラマを感じる楽しみでもかまいません。わからないことを納得がいくまで考える勉強を重ねると、自ずから知識が増え、民法の理解も深くなっていくでしょう。

山田 希 (やまだ のぞみ) 序章, 第1章, 第4章, 第5章 執筆

### 略 歴

1996年 名古屋大学法学部卒業, 2001年 同大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学, 名古屋学院大学経済学部専任講師, 立命館大学法学部准教授を経て, 現在, 立命館大学法学部教授

### 主要著作

「信託行為の無効・取消しに関する一考察」『基礎法理からの信託分析』(財団法人トラスト60, 2013年, 共著), 「過労自殺と安全配慮義務」『民事判例VI』(日本評論社, 2013年), 「旅行中の事故と旅行者の安全確保義務」名大法政論集254号 (2014年)

### ◆読者へのメッセージ◆

はじめて民法を学ぶ人は、とにかくまずは教科書を(完全には理解できなくてもよいので)最後まで通読してみましょう。民法は体系的な構造になっていて全体がつながりをもっていますので、ある制度を理解するためには別の制度の知識が不可欠だからです。それから、もうひとつ。個々のルールが存在する理由を考えるには、「もしそのルールがなかったらどうなるか」という点に思いをいたらせてみるのがコツです。

## 田中 洋 (たなか ひろし) 第2章, 第3章 執筆

### 略 歴

2005年 京都大学法学部卒業, 2007年 同大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了, 京都大学大学院法学研究科助教を経て,

現在, 神戸大学大学院法学研究科准教授

### 主要著作

「売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定(1)～(3・完)」神戸法学雑誌60巻1～4号(2010-11年), 「不法行為法の目的と過失責任の原則」『不法行為法の立法的課題』(商事法務, 2015年)

### ◆読者へのメッセージ◆

民法が定めるルールを理解し, 実際に使えるようになるには, ①そのルールの内容(要件と効果)を正確に把握すること, ②そのルールが適用される典型的な事例(具体例)を把握すること, ③そのルールがどのような理由で, どのような考慮に基づいて定められているか(ルールの趣旨・目的)を理解することが必要です。本書では, 民法が定めるルールの内容を, その趣旨・目的をふまえたうえで, 具体例に即してできるだけわかりやすく説明することを心がけています。本書を読んで, 読者の皆さんが少しでも「民法の内容がわかった」と感じてくれることを願っています。

## 福田健太郎 (ふくた けんたろう) 第6章～第8章 執筆

### 略 歴

2001年 同志社大学法学部卒業, 2006年 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学, 弘前大学人文学部専任講師, 同准教授, 近畿大学法学部准教授を経て,

現在, 近畿大学法学部教授

### 主要著作

「損害賠償債権とヨーロッパ人権条約」人文社会論叢社会科学篇(弘前大学)18号(2007年), 「不実表示法制の現状と近未来展望」『民法学の現在と近未来』(法律文化社, 2012年, 共著), 「東京電力による時効利益の事前放棄の可否」青森法政論叢16号(2015年), 「法人保証の場面における主債務者の保護—家賃債務保証を中心に」『大改正時代の民法学』(成文堂, 2017年, 共著)

### ◆読者へのメッセージ◆

読みやすい本, 読みにくい本というのは確かにあります。もっとも, それは(水準の問題を別にすれば)純粋に相性の問題であることが多いです。人と人との間に相性というものがあるように, 人と本との間にも相性があります。人が書くものですので当然なのかもしれませんが, 自分に合う本を見つけること, これが学習の第一歩といえるでしょう。本書が今のあなたに合うものであることを祈念します。

---

多治川卓朗 (たじかわ たくろう) 第9章, 第10章 執筆

略 歴

1996年 関西大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学, 熊本大学法学部助教授, 同法科大学院助教授, 関西大学法学部教授を経て,  
現在, 関西大学大学院法務研究科教授

主要著作

「代償請求権と調整機能—利益吸い上げ機能との関連に着目して」新井・山本編『ドイツ法の継受と現代日本法—ゲルハルト・リース教授退官記念論文集』(日本評論社, 2009年), 「売却処分と不当利得返還請求権の内容」関西大学法学論集62巻2号(2012年), 「民法九四条二項類推適用の法理における意思的関与の要件の再検証」植木編『法律行為論の諸相と展開—高森八四郎先生古稀記念論文集』(法律文化社, 2013年) など。

◆読者へのメッセージ◆

本書は改正民法を反映した新しい債権総論の教科書です。改正民法の考え方に沿って書かれていますので、これから債権総論を勉強しようとする方々だけではなく、既に債権総論を修得しつつ改正民法を理解したい方々にもわかりやすい簡明な内容になっています。本書が多くの方々の勉強のお役に立つことを、執筆者の一人として心より願っております。